

## 非常コンセント設備標準仕様書

### 1. 非常コンセント設備状況

設 置 階 (階)					
設 置 個 数 (個)					
1の非常コンセント までの最遠水平距離 (m)					
床面又は階段の踏面 からの高さ (m)					

- 非常コンセントは、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー又は当該場所から5m以内の廊下等で、かつ、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設ける。
- 非常コンセントは、保護箱内に設ける。

### 2. 非常コンセント差込接続器

- 単相交流 100V のものにあつては、JIS C 8303 の接地形 2 極差込接続器に適合するものとする。
- 差し込接続器の刃受の接地極には、D種接地工事を施す。

### 3. 保 護 箱

- 保護箱は、( 埋込式 露出式 ) のものとする。
- 保護箱は、防食措置を施した厚さ (  $\geq 1.6$  ) mm の鋼板製とし、露出式のものにあつては、防火塗料等を施したパーライト板等の耐熱性を有する材料で内張りしたものとする。
- 保護箱の扉の大きさは、短辺 (  $\geq 20$  ) cm、長辺 (  $\geq 25$  ) cm とし、奥行きは、非常コンセントが容易に収納できる長さとする。
- 保護箱の扉は、屋内消火栓設備の消火栓箱等の扉とは別開きとする。
- 保護箱内には、差し込みプラグの離脱を防止する ( L形ブロック C形ブロック ) を設ける。
- 保護箱には、D種接地工事を施す。
- 保護箱の表面に「非常コンセント」と表示する。  
(消防隊専用)

- 保護箱の上部又はその扉の上端部に赤色の灯火  $\left( \begin{array}{l} \square \text{AC} \\ \square \text{DC} \end{array} \quad \text{V} \right)$  を設ける。

#### 4. 電源及び配線

##### (1) 電源

- 電源は、(交流低圧屋内幹線 蓄電池)とし、配線の途中で他に分岐しないものとする。
- 電源の開閉器には、非常コンセント設備用のものである旨を表示する。

##### (2) 非常電源の種別

- 非常電源専用受電設備       蓄電池設備
- 自家発電設備                       燃料電池設備

注 非常電源設備仕様書を添付する。

##### (3) 配線の種類及び施工方法

配線区分 系統区分	電線の名称及び太さ	施工方法
非常電源回路		
表示灯回路		

##### (4) 電源からの回路

- 電源からの回路は、単相交流 100V 回路とし、主配電盤から電圧の別ごとに専用回路とする。
- 専用回路は、各階において、(            ) 回路の配線とする。
- 1 の専用回路に設ける非常コンセントの数は、最大 (            ≤10) 個とする。
- 専用回路の幹線から各階の非常コンセントに、配線用遮断器を保護箱内に設ける。
- 配線用遮断器の容量は、単相交流 100V 回路にあっては 15A とする。
- 専用回路の幹線の容量は、単相交流 100V 回路にあっては (            ) kw とする。

5. 添付図書

- |                                 |                                    |                                    |
|---------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 付近見取図  | <input type="checkbox"/> 立面図       | <input type="checkbox"/> 平面図       |
| <input type="checkbox"/> 断面図    | <input type="checkbox"/> 建築物の配置図   | <input type="checkbox"/> 配線系統図     |
| <input type="checkbox"/> 配線図    | <input type="checkbox"/> 受電系統図     | <input type="checkbox"/> 機器構造図     |
| <input type="checkbox"/> 保護箱詳細図 | <input type="checkbox"/> 非常電源設備仕様書 | <input type="checkbox"/> 非常電源容量計算書 |

6. その他

- (1) 工事中において、設計書と異なる工事をしようとする場合は、工事管理者及び所轄消防署の指示を受けて行うものとする。
- (2) 工事竣工後、消防職員立会のうえ、所要の試験及び検査を受けるものとする。  
なお、完成検査時、検査の困難な部分については、あらかじめ、所轄消防署と連絡をとり中間検査を受けるものとする。